

泉佐野市公園災害対応型清涼飲料水等自動販売機 設置事業者公募型プロポーザル実施要項

泉佐野市では、公園（広域避難場所や一時避難場所）での利用者の利便性の向上と災害時における飲料水の安定的な確保を図るため災害対応型清涼飲料水等の自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を募集する。

日程

	事務手続きの内容	期限等
1	募集開始（市ホームページへの掲載）、 プロポーザル実施要項の公表	令和7年7月14日（月）
2	質疑書の提出期限	令和7年7月18日（金）午後5時まで
3	質疑に対する回答	令和7年7月23日（水）
4	参加申込書、提案書の提出期限	令和7年7月30日（水）午後5時まで
5	審査	令和7年8月 1日（金）
6	審査結果の公表	令和7年8月 4日（月）（予定）

泉佐野市市場東一丁目1番1号

泉佐野市 都市整備部 道路公園課 公園係

電話 072-463-1212（内線 2213）

1 自動販売機の設置条件等

自動販売機の設置条件等は下記のとおりとする。

(1) 自動販売機設置場所

自動販売機の設置場所は、下記一覧表記載の公園から提案すること。

但し、許可期間内において、下記一覧表以外の公園に市が新たに設置を求めた場合、協議が整えば設置することができるものとする。

公園番号	公園名	代表所在地		
1	マンデー末広公園	新安松 1 丁目 1-23	屋外	広域避難場所
2	湊公園	新浜町 3	屋外	一時避難場所
3	高松公園	高松北 2 丁目 1925-7	屋外	一時避難場所
4	葵中央公園	葵町 1 丁目 6252	屋外	一時避難場所
5	りんくう北公園	りんくう往来北 2-50	屋外	一時避難場所
6	笠松北公園	笠松 1 丁目 3986-106	屋外	一時避難場所
7	長坂公園	下瓦屋 114 他	屋外	一時避難場所
8	日根野駅前 1 号公園	日根野 7322	屋外	一時避難場所
9	東上公園	日根野 72-93	屋外	一時避難場所
10	奥池公園	泉ヶ丘 1 丁目 551	屋外	一時避難場所
11	泉佐野南部公園	南中樫井 897-2	屋外	一時避難場所
12	上之郷公園	上之郷 1305-2	屋外	一時避難場所
13	檀波羅公園	市場南 3 丁目 29-1	屋外	一時避難場所
14	樫井東中公園	南中樫井 347-1	屋外	一時避難場所
15	南の池公園	南中安松 951-3	屋外	一時避難場所
16	二中公園	大西 1 丁目 1630-31	屋外	一時避難場所
17	コンビナート背後緑地	住吉町 11-1	屋外	一時避難場所
18	船岡公園	岡本 4 丁目 275-5	屋外	一時避難場所
19	上田ヶ丘公園	南中樫井 1065	屋外	一時避難場所

※ 1 公園 1 台の設置とする。

(2) 設置位置

各公園内での設置位置については、公園利用及び管理上支障が生じない位置とし、公園利用者の安全等を考慮の上、有効な自動販売機の配置を提案すること。(最終、本市と協議し、本市の了承を必要とする)

(3) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置については、都市公園法第 5 条第 1 項の規定に基づく公園施設の

設置許可の方式にて行う。

(4) 許可期間

令和7年8月4日から令和12年3月31日までとする。

(5) 公園使用可能範囲寸法及び公園使用料

自動販売機の設置に係る使用可能範囲寸法と最低使用料は下表のとおりとする。

また、使用料は、各年度毎に本市の発行する納入通知書により、本市が指定する期限までに全額を納入すること。

使用可能範囲寸法	最低使用料(年額)
W: 2.20m未満 D: 1.00m未満	12,000円

※使用可能範囲寸法には、使用済容器の回収ボックス設置面積も含む。

(6) その他必要となる経費等の負担

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費、光熱水費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。
- ② 自動販売機の稼働に必要な電源の引込工事、電気配線工事、電気料金等の一切の費用は設置事業者の負担とする。

(7) 設置条件及び維持管理責任等

- ① 設置事業者は、災害時には避難者に対し自動販売機内の全ての在庫飲料水を無償で提供すること。また、災害時の在庫飲料水の提供にかかる作業については、設置事業者において行うこと。災害時にキースイッチの操作が必要な機種については、設置事業者がキースイッチを1本保管するとともに、本市にも1本提出すること。
- ② 設置事業者は、災害時に備え、自動販売機内の在庫飲料水の無償提供を行うための機械等の操作を円滑に行うことができるよう、定期的に当該自動販売機の保守点検等を実施しなければならない。
- ③ 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒などの事故のないよう安全性を確保するとともに、利用者の利便性に配慮して設置すること。なお、アンカー止めについては、事前に本市と協議し、指示に従うこと。
- ④ 原則として設置事業者は、販売する飲料の容器(缶・ペットボトル等リサイクル可能な密閉式容器で、ビン類は除く)の種類に応じた使用済容器の回収ボックス(ごみ袋付き)を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

- ⑤ 設置事業者は、設置した自動販売機の本体及び付属品が第三者により毀損損傷された場合において、一切の補償を泉佐野市に請求することができない。
- ⑥ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届け出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ⑦ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者自らが直接に行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫の確認や補充管理を適切に行うこと。
- ⑧ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、故障及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。
- ⑨ 自動販売機の設置に関し、第三者に与えた損害についての一切の責任は、設置事業者が負うこと。

(8) 設置許可上の制限

設置許可期間前及び期間中は、次のことを遵守すること。

- ① 設置許可書の許可条件を遵守し、公園使用料を期限までに確実に納付すること。
- ② 設置許可期間中に、プロポーザル参加資格要件にかかる許認可等の取り消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目について必要な場合は、本市と協議を行うものとする。酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- ⑥ 自動販売機の側面・上面・裏面は無地とし、日本自動販売機工業会及び全国清涼飲料工業会の設定する「景観対応推奨カラー」に準じたものとし、色については、本市と協議すること。また、広告（飲料メーカー名含む。前面の商品名等（販売のため表示すべきもの）については、広告物と見なしません。）を掲示しないこと。

(9) 売上状況等の報告

設置した自動販売機の売上金額については、下記のとおり本市に報告すること。

① 報告内容

施 設 名 称	売上金額（円）
〇〇公園	

※施設名称については、募集要項におけるものとする。

② 報告期限 翌年度の4月末日

(1 0) 公園施設設置許可の取り消し

① 次のいずれかに該当する場合は、設置許可を取り消します。

ア 公園利用又は管理上支障が生じた場合

イ 設置許可の条件に違反する行為があると認める場合

ウ 設置事業者がプロポーザル参加資格を失った場合

エ 設置事業者がプロポーザル参加資格を満たしていないことが判明した場合

オ 設置事業者が自己都合により自動販売機の撤去を申し出た場合

② 上記①のイからオまでの場合、既に納めた使用料は還付しない。また、取り消しにより生じた損失については、その補償を求めることができない。

③ 上記①のイからオまでの場合、全ての自動販売機の設置許可を取り消す。

④ 上記①のイからオまでの場合、令和 1 2 年 3 月 3 1 日までの本市が実施する公園災害対応型清涼飲料水等自動販売機設置事業者公募型プロポーザルに参加することができない。

(1 1) 原状回復

設置事業者は、設置許可期間の満了又は設置許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とする。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を泉佐野市に請求することができない。

2 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす法人又は個人とする。

(1) 本市内に営業所、事務所等を置いている個人又は大阪府内に営業所、事務所等を置いている法人（社団・財団法人、N P O 法人等を含む）で、申込時から過去 1 年以上自動販売機による販売実績がある者。

(2) 令和 7 年 6 月 3 0 日現在において、食品衛生法による乳類販売業の許可を受けている者。その他法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有する者。

(3) 国税及び地方税について未納の税額がない者。

(4) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 9 号）附則第 3 条第 3 項の

規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第１１条に規定する準禁治産者

- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者

（５）次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後３年を経過した者を含む。）であること。

- ① 本市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定により本市が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて本市との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（６）泉佐野市暴力団排除条例（平成２４年泉佐野市条例第２８号）第２条第１号から第３号までに該当しない者であること。

（７）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

3 実施要項の公表

実施要項の公表は令和７年７月１４（月）とし、道路公園課のホームページに掲載する。紙面による配付は行わない。

4 質疑書の提出期限・質疑に対する回答

提出期限：令和 7 年 7 月 1 8 日（金）午後 5 時までとする。

提出方法：質疑書（別紙様式）に記入の上、Eメールでファイル添付にて提出のこと。

（送信後、午後 5 時までに道路公園課に電話にて着信確認を行うこと。）

送 信 先：泉佐野市都市整備部道路公園課（内線 2213）

（E-Mail：dourokouen@city.izumisano.lg.jp）

回答方法：質問に対する回答は、令和 7 年 7 月 2 3 日（水）に Eメールにて質問者に返信する。

5 参加申込書・提案書の提出期限

提出期限：令和 7 年 7 月 3 0 日（水）午後 5 時までとする。

受付場所：泉佐野市都市整備部道路公園課（市役所 2 階）

受付時間：午前 9 時から午後 5 時までとする。

（ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く。）

提出方法：持参に限る。

6 提案書の評価方法

提案書の評価は、審査委員会で各委員が下記の評価基準で採点した平均点（小数点以下第 1 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を得点として算出して行う。

審査項目	評価基準	配 点
① 自動販売機の機能、災害発生時の対応	災害対応型・ユニバーサルデザイン対応（必須）、省エネ・環境対策等、災害発生時の対応	3 0 点
② 商品構成、トラブル等の対応	様々なニーズに対応する種類・品揃え、販売品の補充、使用済容器の回収、故障時の対応等	2 0 点
③ 本市の防災事業への貢献	本市の防災事業への協賛等の実績や計画等	1 0 点
④ 設置公園数	4 箇所以上の提案は公園 1 箇所につき 1 点を加算する	1 5 点
⑤ 公園使用料	使用料の合計金額等	2 5 点
合 計		1 0 0 点

※なお、必要に応じてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合がある。

7 選定方法

6により最も高い点を得た者を最優秀提案者、最優秀提案者に次いで高い得点の者を優秀提案者として選定する。なお、60点未満の者は、選定しないものとする。

8 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、提案者に書面で通知する。また、審査結果を講評としてまとめて道路公園課のホームページで公表する。

9 提出書類一覧

	書 類 名	備 考
1	参加申込書	(様式第1号)
2	提案書	(様式第2号)
3	設置する自動販売機のカatalog等 (規格及び機能のわかるもの)	
4	販売品目一覧表	(様式第3号)
5	設置場所(公園)での設置位置がわかる図面	
6	誓約書	(様式第4号)
7	自動販売機設置(経営)状況報告書	(様式第5号)
8	営業所、事務所等所在地位置図	(様式第6号)
9	(法人の場合) 現在事項全部証明書 (発行日から3ヶ月以内のもの)	法務局発行のもの
10	国税及び地方税について未納の税額がない 証明 (発行日から3ヶ月以内のもの)	市税についての未納の税額がない証明は泉佐野市内に営業所、事務所等を置いている場合のみ必要
11	役員調書	(様式第7号)

受付
日付及び番
号

(様式第1号)
令和7年 月 日

泉佐野市公園災害対応型清涼飲料水等自動販売機
設置事業者公募型プロポーザル
参 加 申 込 書

泉佐野市長 様

泉佐野市公園災害対応型清涼飲料水等自動販売機設置事業者公募型プロポーザルに参加したいので、実施要項を承知の上、参加を申し込みます。

申込者

〒()
(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

(電話番号) () - -



(様式第2号)
令和7年 月 日

泉佐野市公園災害対応型清涼飲料水等自動販売機
設置事業者公募型プロポーザル
提 案 書

泉佐野市長 様

申込者

〒()
(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

(電話番号) () - -

1 自動販売機の機能、災害発生時の対応について

災害対応型・ユニバーサルデザイン(必須)、省エネ・環境対策など、設置を提案する自動販売機の機能や仕様、特徴などについて記入する(自動販売機のカatalog等を添付すること)とともに、在庫飲料水を無償提供する災害についての基準、無償提供を行う手順などについて詳細に記入すること。

2 商品構成及びトラブル等の対応について

様々なニーズに対応する種類・品揃え、販売品の補充、金銭管理、使用済容器の回収、自動販売機の保守点検、故障時の対応（連絡を受けてからの対応着手までの平均所要時間など）、衛星管理、自動販売機周辺の環境保全の方法などについて、詳細に記入すること。

3 本市の防災事業への貢献について

本市の防災事業への協賛、備蓄物資の提供、災害時の対応などについての実績や提案する計画などがあれば詳細に記入すること。

4 設置公園数について

設置を提案する公園番号に○をつけること。

また、設置場所（公園）での設置位置がわかる図面を添付すること。

公園番号	公園名
1	マンデー末広公園
2	湊公園
3	高松公園
4	葵中央公園
5	りんくう北公園
6	笠松北公園
7	長坂公園
8	日根野駅前1号公園
9	東上公園
10	奥池公園
11	泉佐野南部公園
12	上之郷公園
13	檀波羅公園
14	樫井東中公園
15	南の池公園
16	二中公園
17	コンビナート背後緑地
18	船岡公園
19	上田ヶ丘公園
設置公園数	箇所

5 公園使用料について

設置を提案する公園毎に、提案する公園使用料を記入すること。

公園番号	公 園 名	提案する使用料(円)
1	マンデー末広公園	
2	湊公園	
3	高松公園	
4	葵中央公園	
5	りんくう北公園	
6	笠松北公園	
7	長坂公園	
8	日根野駅前1号公園	
9	東上公園	
10	奥池公園	
11	泉佐野南部公園	
12	上之郷公園	
13	檀波羅公園	
14	樫井東中公園	
15	南の池公園	
16	二中公園	
17	コンビナート背後緑地	
18	船岡公園	
19	上田ヶ丘公園	
提案する使用料計		

(様式第3号)
令和7年 月 日

泉佐野市長 様

申込者

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

(電話番号) () - -

販 売 品 目 一 覧 表

メーカー名	商品名	規格 (内容量)	容器の 種類	標準小売 価格(円)	売値(円)	備考

(注) この「販売品目等一覧表」は、予定している商品のメーカー名、商品名、規格(内容量)、
容器の種類、標準小売価格(税込)、売値(税込)を記載すること。

誓 約 書

私は、泉佐野市が実施する泉佐野市公園災害対応型清涼飲料水等自動販売機設置事業者公募型プロポーザル参加申込にあたり、次の事項を誓約します。この誓約に違反又は虚偽があったことにより、当方が不利益を被ったとしても一切異議を申し立てません。

- 1 実施要領の2に定める参加資格要件をすべて満たしており、申込にかかる提出書類のすべての事項は、事実と相違ありません。なお、虚偽の記載事項があった場合は、いかなる処分を受けても一切異議を申し立てません。
- 2 審査の公平性に影響を与える行為は一切行いません。なお、審査の公平性に影響を与える行為を行った場合は、いかなる処分を受けても一切異議を申し立てません。
- 3 参加申込に際し、本実施要項に記載の内容をすべて承知しています。
- 4 公園施設の設置許可申請に際し、当方又は当方の法人その他役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 泉佐野市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定している者
 - (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (3) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- 5 当方は、泉佐野市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 6 当方は、この誓約書及び役員調書等が泉佐野市から大阪府警察泉佐野警察署及び大阪府警本部に提供されることに同意します。
- 7 当方がこの誓約書4に該当する者であると泉佐野市が大阪府警本部から通報を受け、又は泉佐野市の調査により判明した場合には、泉佐野市が泉佐野市暴力団排除条例に基づき、泉佐野市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 8 当方は、自動販売機の設置に関し、暴力団等から不当介入等を受けた場合は、泉佐野市長に報告し、所轄警察署へ届け出ます。

泉佐野市長 様

申込者

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

(電話番号) () - -

自動販売機設置（経営）状況報告書

泉佐野市長 様

申込者

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

(電話番号) () - -

1 自動販売機設置台数（直近）

泉佐野市内 台

府内（市外） 台

合 計 台

2 取扱会社名等（直近）

3 商品売上高等（過去3年間の決算による各年額）

	前々々年	前々年	前 年
自動販売機売上高	千円	千円	千円
店舗販売売上高	千円	千円	千円
配達販売売上高	千円	千円	千円
そ の 他	千円	千円	千円
合 計	千円	千円	千円

営業所・事務所等所在地位置図

商号または名称	
所在地	〒 ()
電話番号	() - -

位 置 図（住宅地図の貼り付けも可とする）
（方位は北を上にし、営業所・事務所等の位置を網掛けで示してください）

営業所・事務所等の写真①	営業所・事務所等の写真②
--------------	--------------

注意

・営業所・事務所等の写真は、名称等が写っている写真を2方向から撮影してください

役 員 調 書

泉佐野市長 様

申込者

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

役 員 氏 名	役職名	役職者の住所・生年月日	
		住 所	
(フリガナ)		住 所	
		生年月日	年 月 日生
(フリガナ)		住 所	
		生年月日	年 月 日生
(フリガナ)		住 所	
		生年月日	年 月 日生
(フリガナ)		住 所	
		生年月日	年 月 日生
(フリガナ)		住 所	
		生年月日	年 月 日生
(フリガナ)		住 所	
		生年月日	年 月 日生